

第59回 福岡県地方史研究協議大会

文化財保存と活用 2

－歴史遺産を現代にどう活かすか－

主 催 福岡県教育委員会 福岡県地方史研究連絡協議会

期 日 令和8年6月27日（土）

会 場 福岡県立図書館レクチャールーム（本館地下1階）

日 程

13:00 開 会

◆福岡県立図書館長あいさつ

◆福岡県地方史研究連絡協議会長あいさつ

13:10 研究発表（1）（50分）

「指定文化財への道のり

～文化財を後世に伝え残すために～」

美夜古郷土史学校 山内 公二氏

14:00 休 憩 （5分）

14:05 研究発表（2）（50分）

「秋月博物館における資料の保存と活用」

朝倉市秋月博物館 佐々木 隆良 氏

14:55 休 憩 （15分）

15:10 研究発表（3）（50分）

「史跡筑後国府跡の保存活用計画の取組」

久留米郷土研究会 園井 正隆 氏

16:00 発表者による意見交換（20分）

16:20 閉 会

講師プロフィール

◎山内 公二（やまのうち こうじ）氏

所属	美夜古郷土史学校
研究テーマ	近・現代交通史、豊前地域産業史
主な執筆・著作	「京築風土記」 「新京築風土記」 「ふるさとの思い出写真集行橋」 「京築の文学碑」 「ふるさと仲津 新田原果樹園発達小史」

◎佐々木 隆良（ささき たかよし）氏

所属	朝倉市秋月博物館
研究テーマ	黒田長舒の藩政改革、秋月藩の幕末維新期の研究
主な執筆・著作	

◎園井 正隆（そのい まさたか）氏

所属	久留米郷土研究会
研究テーマ	久留米城下における輸入軟質陶磁器「VOC」について 弥生時代以前の自然災害の伝達方法について
主な執筆・著作	「VOC 銘入り染付芙蓉手鳳凰文皿」 「久留米城下絵図の平成図に復元」 「乙金窯跡・東浦窯跡群・大谷窯跡群における須恵器坏のヘラ記号について」

[研究発表①]

文化財の保存・活用の現状と課題

美夜古郷土史学校 山内公二

履歴書（抄）

昭和15年12月16日生まれ 85歳

昭和34年	18歳	行橋市役所臨時雇 市長公室広報担当	
昭和35年	19歳	行橋市役所正職員に。	行橋市文化財保護条例制定
昭和40年	25歳		美夜古文化懇話会に入会
昭和50年	34歳		美夜古郷土史学校 開校
昭和51年	35歳	行橋市中期5ヵ年計画策定	豊前国府跡地の保存運動
昭和53年	38歳	市長室広報係長	豊前の海道をゆく会の発会
昭和57年	42歳	企画部企画係長 「行橋市総合計画」策定 「京築広域圏計画」策定	
昭和60年	45歳	土地開発公社用地係長	
昭和62年	47歳	総務部秘書係長	文化財専門職員配置
平成元年	49歳	教育委員会学務課長	
平成2年	50歳	農業委員会事務局長	図書館 開館
平成3年	51歳	教育委員会学務課長	歴史資料館 開館
平成6年	54歳	文化振興公社常務理事・事務局長	
平成9年	57歳	福祉部長	
平成10年	58歳	教育委員会教育部長	御所ヶ谷神籠石国史跡指定拡大 稲童掩体壕整備
平成11年	58歳		豊前の街道をゆく会発会
平成12年	59歳	行橋市退職 行橋市史編纂室 編纂主任	旧百三十銀行文化財指定 行橋市史編纂協力委員
平成16年	64歳	「行橋市史」上・中・下3巻 資料集3巻 写真集 子ども読本 刊行	
平成22年			蔵内家住宅保存シンポジウムの開催
平成23年			筑豊平成鉄道応援団の発会
平成24年	72歳	行橋市文化財調査委員	

1 郷土史の勉強をはじめたきっかけ

広報に問い合わせがくる。図書館も歴史資料館もない。文化財専門職員もない。

2 広報の仕事で、マスコミの人との交流。多くの市民の方々との交流ができた。

3 広報を卒業して企画係に。総合計画の策定に従事。図書館・歴史資料館の設置を総合計画に盛り込む。

4 美夜古文化懇話会・美夜古郷土史学校として、図書館・歴史資料館を建設を要望した。

5 美夜古郷土史学校として、①豊前国府跡地の保存運動を展開。②豊前の街道をゆく会の発会。③蔵内家住宅の保存。④筑豊平成鉄道応援団の発会などに取り組んだ。

市町村職員は、郷土の歴史を勉強し、文化財の保護・保存に務めよ。職員研修の充実。



終戦直後の築城飛行場（米軍撮影の航空写真）1947年12月15日撮影
写真上部が仲津村（現行橋市）松原、稲童地区
下部が八津田村（現築上町）西八田地区

〈豊前〉

築城飛行場の開設と周辺の戦争遺跡

山内 公二

行橋市と築上郡築上町にかけて広がる航空自衛隊築城基地の周辺には、いくつもの戦争遺跡・遺構が残り、戦争被害の大きさと恐ろしさを語りかけてくれる。

築城飛行場の建設・開設経過を探り、戦争の遺跡・遺構と戦没者の慰霊碑などを見てみよう。

海軍築城飛行場の建設

『築城基地開設五十年史』（平成五年・航空自衛隊築城基地発行）には、飛行場建設の経過が次のように記されている。

「昭和十四年春 飛行場建設計画の通知（八津田村役場へ）『我が帝国海軍は、戦争遂行のためこの地に飛行場建設を計画しているので協力される。

ふるさと再発見 ②

御所ヶ谷神籠石

こうこいし

行橋市の南西端、みやこ町との境界にそびえる御所ヶ谷（標高二四六・九メートル）に向かって登っていくと、古代の山城「御所ヶ谷神籠石」＝国指定史跡Ⅱがある。

この史跡の一番の見どころは、山城の中央の入口にある中門の石垣だ。石垣は高さ七メートル、幅三〇メートルある。



御所ヶ谷神籠石中門跡（行橋市津積）



土塁の基礎補強に並べられた石



古代山城の建物跡と推定される礎石建物跡

山内 公二

花崗岩の切石が幾重にも積み上げられ、下段には排水用の通水口もある。

御所ヶ谷神籠石は、京都平野の南部を東西に連なる山並みの一角に築かれている。版築工法で土をつき固めた高さ三メートルから五メートルの土塁や、石を積み上げた石塁のほか、自然の地形を利用した部分も含めると、全周約三キロメートルに及ぶ城壁で囲まれた総面積約三五万平方キロメートルの大規模な山城である。中門のほか東、南、西門など七つの門があった。

城内のほぼ中央の尾根の平坦部に、東西九メートル、南北六メートルの範囲に二〇個の建物跡の礎石が整然と並んでいる。地元では「景行天皇が御巡幸の際に仮の御所を設けた跡」という伝承があり、天保五（一八三四）年に景行神社が建立された。御所ヶ谷の「御所」は、この伝承によって付けられたともいわれるが、景行天皇の時代には礎石建物はなく、古代山城に関係する建物跡と考えられる。

「神籠石」とは、久留米の高良山の列石が古くからそう呼ばれていたことにならってつけられた遺跡名で、かつては神聖な場所を区画するための施設だという説もあったが、発掘調査によって列石を基礎とした城壁（土塁）で山を囲んだ古代の山城であることがわかった。「御所ヶ谷城」と呼ぶ方がわかりやすいが、明治時代以来の「神籠石」という名前が今も使い続けられている。最近では、このタイプの山城を「神籠石系山城」と呼ぶこともあるという。

福岡県内には、久留米の高良山のほか、雷山（糸島市）、鹿毛馬（飯塚市）、杷木（朝倉市）などがある。

神籠石系山城は、築造の記録が残されていないが、発掘調査の結果、七世紀後半ごろに築かれたと推定されている。このころが国は、百済救援のために朝鮮半島へ出兵し、唐・新羅と戦火を交えたが、六六三年白村江の戦いで敗退した。その後、唐・新羅軍の侵略に備え防人と烽火を配置するとともに、大野城、基肆城、金田城など山城を築き、国防体制を強化した。神籠石系山城もこの戦いの前後に国土防衛のため築かれたと考えられる。

御所ヶ谷神籠石では、平成二（一九九〇）年、当時の市長の提案で、史跡自然公園化構想が提起された。翌年度から、遺跡分布調査がはじまり「史跡御所ヶ谷神籠石保存管理計画の策定事業」に着手した。

平成一〇（一九九八）年には、史跡指定範囲もこれまでの一万八八〇平方メートルから約四三万平方メートルが追加指定され、翌年度から国の補助を得て、用地購入がはじまって、平成一七（二〇〇五）年までにほぼ全域が公有地化された。

平成二七（二〇一五）年からは、保存整備工事を開始した。この工事では、土塁や列石の修復や、延長一キロメートルの遊歩道の整備が行われており、総事業費六億七千万円を投じて令和七年（二〇二五）度に完成の見込みである。（美後古郷土史学校）

写真を語る

築城飛行場の建設に動員（昭和15年）

蟹江 利男（中央2丁目 81歳）



太平洋戦争がはじまる1年3か月前、海軍の築城飛行場（現、航空自衛隊築城基地）の建設がはじまり、京都郡内の青年団員が動員で建設工事に従事しました。

写真は青年団の宿舎になった仲津村松原の松原寺での記念写真で、京都郡の旗を持ち、草履をはいているのが私です。

私たち青年団員は、10日ばかり松原寺に泊まり込み、そこから毎朝、まだ原野に近かった飛行場の建設現場へ、みなそれぞれ、手にスコップ、ツルハシ、モッコなどを持ち、軍歌を唱って往き帰りました。

本堂に大きな蚊帳を吊って暮れざかりの若者50名が一緒に寝るのですから、その騒がしさ、荒々しさは言語に絶する様相でした。しかし、しばらくすると昼間の疲れで、いっせいに静かになり寝てしまいました。私たちは、この飛行場がどのような目的でつくられているのか誰も知りませんが、太平洋戦争がはじまる前には、すでに、海軍機の基地としての飛行場の完成が近づいていました。

筆者の蟹江利男さん（行橋町青年団員）は、大正十二年八月二十一日生まれ。当時十七歳。令和元年没。（行橋市制50周年記念『ふるさと写真集』（平成十六年十月十日刊）より転載）

昭和十四年十二月 飛行場建設開始（六六二、三〇〇坪買収）建設業者は藤

田組、大林組。

昭和十五年春 飛行場建設本格化
(作業は基地周辺住民が各戸毎月一、二回程度の割で飛行場建設に汗を流した)

昭和十六年十二月 滑走路、建築施設、構築物が形を整えつつあった

昭和十五年、飛行場建設が始まると、周辺住民がその作業に動員されたところ、京都郡内の青年団員が動員された際の記念写真と思いの出の手記が残されている。

(3ページ「写真を語る」参照)

また、飛行場建設のため、神社が移転した事例もある。

八津田村西八田(現築上町)にあった正八幡神社は飛行場建設のため、九〇メートル移転したと「椎田町史」に次のように掲載されている。

「昭和十四年春、八津田村西八田に飛行場建設が正式に決まった。同十六年、徐々に戦時色が濃厚になり飛行場敷地内の正八幡神社の移転が急がれた。理由はともかく神社移転はめったにあることではなく諸々検討され、回廊と階(さざし)は解体し、神殿本体は現状のまま移転する方法が取られた。台地の落差、狭い道幅、川、田畑を通り抜け、悪天候の日の作業は困難を極めたが九〇メートルを超える距離の大移動は三カ月余り専門の職人の技と氏子の手により無事、字勘蔵に移転が完了した。それは稲の収穫を終えた晩秋であった。」

た晩秋であった。」

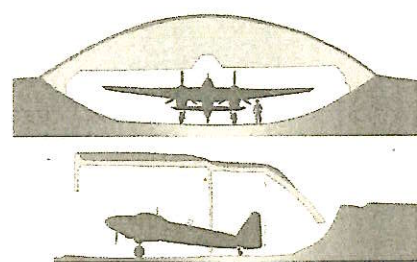
郷土誌「しいだ」第八号には「正八幡神社移転改築等覚え書き」(平岡晃治記)として「神殿を除くほかの建築・造物は荷車(主に馬車)で運搬した。鳥居・狛犬・燈籠・手洗鉢、寄附者芳名石柱・門石柱・各種記念碑等石造物などは細大もらず移設した。移設が無事完了した昭和十八年の初めに正遷座祭が盛大に執り行われた」と記されている。

築城海軍航空隊の開設

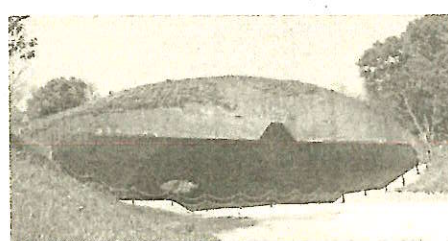
昭和十七年十月一日、築城海軍航空隊が開設されたが、飛行場が完成していなかったため、航空隊の訓練は宮崎県富高で行われた。昭和十八年四月になって、広さ約一四五万平方メートル、滑走路の長さ一八〇メートル、幅五〇メートルの飛行場が完成したので、部隊は宮崎県富高から築城に移動した。



稲童地区の掩体壕と誘導路



稲童1号掩体壕 軍用機の格納状況(機影は銀河)



稲童1号掩体壕

零戦約二〇機が訓練を開始した。

福岡県の東部のこの地域に飛行場が配置されたのは、瀬戸内海や関門海峡を控えた内海航路の要衝であり、洋上爆撃・雷撃訓練も容易であったことによるという。

築城海軍航空隊は当初、艦載搭乗員の錬成教育に重点をおき、基礎訓練を終えた搭乗員を実践部隊に配置するための練習航空隊としての出発だった。

しかし、戦況が厳しくなった昭和十九年に入ると、若い飛行予備学生の猛訓練が行われ、次々と戦地に送り出されていった。それに伴い、飛行場の整備、施設の管理などに徴用された兵隊たちが移動していった。

昭和二十年、沖繩戦が開始されると築城海軍航空隊は特攻隊の編成基地となり、特攻機は鹿児島県鹿屋基地に集結し、そこから沖縄に向けて多くの兵士が出撃していった。

掩体壕の建設

昭和十九年八月ごろから、本土決戦を想定して、敵の攻撃から飛行機を守るための「掩体壕」が建設された。

飛行場から北へ一キロ余りの仲津村(現行橋市)松原から稲童にかけての海岸線の松林や小山の雑木は伐採され、掩体壕、誘導路が造られた。その作業には、地元住民や勤労動員の中学生が駆り出された。

掩体壕とは、敵の攻撃から飛行機を守るための格納庫のことで、コンクリート製で、トンネル状の天井をつけた「有蓋掩体壕」が八基前後、コの字状の土手で周りを囲んだ天井のない「無蓋掩体壕」が二〇基前後造られ、飛行場からこの掩体壕に延びる誘導路で繋がっていた。掩体壕には、陸上爆撃機「銀河」や夜間戦闘機「月光」などが格納されていた。軍用機の格納状況は別記(別図)のとおり。

掩体壕跡は戦争史跡広場に

築城基地の北側約一キロの地点、行橋市稲童に「稲童一号掩体壕」がある。掩体壕は戦争遺跡として、行橋市の史跡に指定され、市は平成二十三年、掩体壕前を戦争史跡広場に整備した。

稲童一号掩体壕は、鉄筋コンクリート製のアーチ状の屋根の上部に土を盛った構造で、盛り土の幅は四二メートル、高さ八・五メートル、奥行二三・五メートル、入り口の幅は二六・八メートル、高さ五・五メートル。

戦争史跡広場には掩体壕や誘導路の位置を記した説明版が設置されており、機銃掃射の痕が残るレンガ塀、仲津小学校の奉安殿も展示されている。

この戦争史跡広場の整備について、私には深い思いがある。

育部長を務めていた時、稲童地区の区長や市議会議員から「稲童地区の掩体壕が一つ一つ消滅していく。一つづつ戦争遺跡として保存すべきではないか」という陳情を受けた。

このころ大分県宇佐市では、宇佐海軍航空隊の掩体壕が保存整備されていた。行橋市でも保存を考えなければならぬまい。しかし、掩体壕用地を市が買い取ることはむづかしい。取りあえず、地代を払って地権者から用地を借用す

るということではできないかと考えて、関係者と協議した。この結果、地権者の理解を得ることができて、保存・整備が実現した。後に、国の補助金を得て用地を買収することができたと聞いて喜びを感じている。

また、この戦争史跡広場の周辺、かつて掩体壕や誘導路があった三七ヘクタールには稲童工業団地が造成され、自動車関連工場一三社、電気関連工場三社が操業している。

仲津小奉安殿を移設

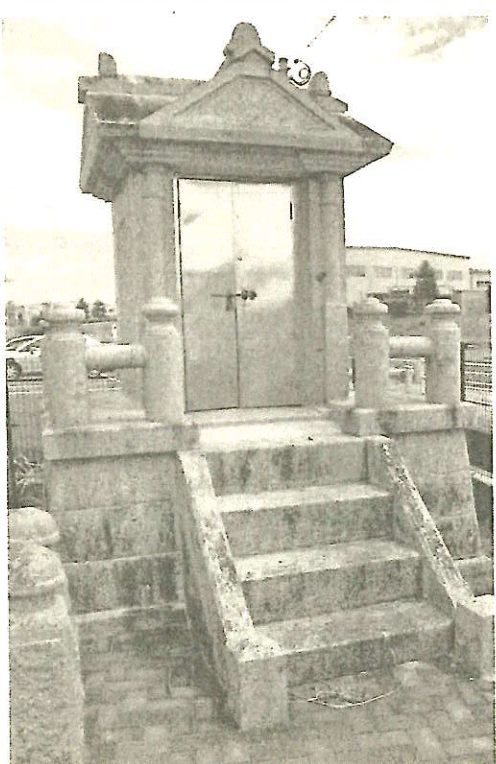
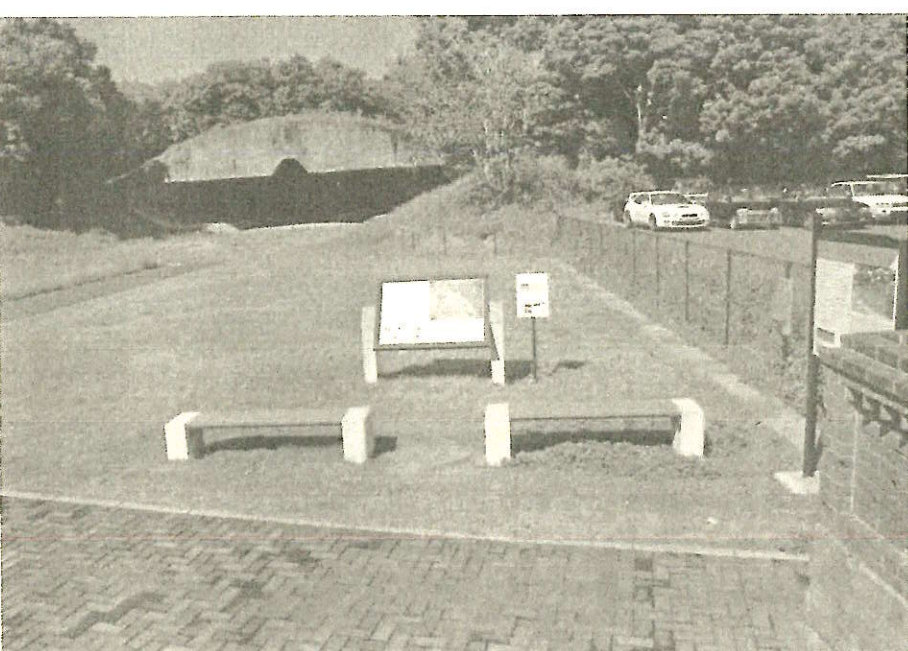
稲童一号掩体壕前の戦争史跡広場は「戦争史跡広場」として整備されて、機銃掃射の痕が残るレンガ塀や仲津小学校の奉安殿も移設され展示されている。

「稲童一号掩体壕」前の戦争史跡広場には、仲津小学校の奉安殿も移設されて展示されており、次のような説明板が建っている。

「旧仲津小学校奉安殿

これは昭和二年(一九二七)に仲津小学校に建てられた奉安殿です。

奉安殿とは、天皇・皇后の写真(御真影)と教育勅語を保管するための施設です。神社風、ギリシア神殿風など、重厚で威厳あるデザインで作られました。校内でもっとも神聖な場所として、式典や日々の登下校の際に最敬礼することが義務づけられるなど、忠君愛国思想を高揚する役割をなっていました。



昭和二十年(一九四五)にアジア太平洋戦争が終戦を迎えると、各地の奉安殿は撤去され、多くは解体されました。仲津小学校にあったこの奉安殿は仲津村青年団・少女会らによって観山中腹に移設され、平成二十六年七月まで戦没者をまつる英霊廟として使われました。

戦前・戦中の社会の動きや歴史をものがたる貴重な資料であることから、平成三十年、現在地に移して保存することになりました。

近代化遺産

旧百三十銀行行橋支店

山内 公二

一 旧百三十銀行行橋支店の概要

行橋市大橋三丁目にある洋風建築の旧百三十銀行行橋支店、通称「行橋赤レンガ館」は、行橋市の近代の繁栄を

象徴する貴重な歴史遺産といつてよい。

この建物は、主屋と金庫室からなり、建築面積は一四五・四二平方メートル。主屋は煉瓦造りで、外壁に見える柱や窓回りには石造風に仕上げられている。寄棟造りの屋根は天然スレートで葺かれ、四方にドーマー（屋根窓）を配している。外観は二階建てだが、内部は吹き抜けて大正時代の銀行らしい堂々とした室内空間が広がっている。

建築当初はカウンターが西壁まで延びて、客溜まりと営業室が分けられ、東南隅には応接室が設けられていた。西南隅には頑丈な造りの金庫室がある。

天井には見事な漆喰の装飾が残されている。二階部分を巡るギヤラリ（歩廊）と螺旋階段は、建設当初の設計図にもとづいて復元された。

建物は一九世紀末から二〇世紀初頭、ヨーロッパで流行したセセッシュン様式のデザインで飾ら

れ、シンプルでモダンな大正前期の雰囲気が感じられる。

二 棟札と設計図も現存

辰野金吾も建築にかかわる

この建物は、今から百年前の大正三（一九一四）年に建築され、長年、銀行として使われたが、平成九年、その役目を終えた。当時、土地と建物は整理回収銀行の所有となっていたが、この時、行橋市内でも数少ない洋風建築だ。せひ、市が買い取って、商工業や文化の発展のために活用してほしい」という陳情が続いた。

ちょうどその時、元行橋商工会議所会頭の平知信行さん（故人）から市に六三六三万円の寄付があった。これを基に行橋市が土地と建物を買い上げることができた。

行橋市では、まず建物の調査を行った。すると、屋根裏から、棟札が出てきた。

棟札には、大正参年八月九日設計者 清水本店技術部 監督者 辰野・片岡事務所「なご」と記されていた。監督者の辰野・片岡事務所の辰野とは、辰野金吾のこと。明治、大正期の著名な建築家がこの建物の建築に携わっていたことがわかった。

この棟札から、建築工事は清水組現清水建設が担当したことも判明。清水建設本社に照会したところ、幸いにも設計図面が保存されていた（15ページ参照）。

平成十三年度に、建築当時の設計図

面を基に改修工事を行い、大正時代の姿に復元された。

平成十四（二〇〇二）年七月、「行橋赤レンガ館」としてオープン。今は、ギヤラリとして広く市民に使用されている。平成十五年二月五日に福岡県の有形文化財に指定された。

三 行橋の近代の歩みを語る建物

この建物は、行橋市の近代の歩みと、行橋における銀行業の変遷を教えてくれる。

明治十一（一八七八）年十二月五日、大橋村に第八十七国立銀行が開業した。

明治新政府は国立銀行の新設を進め、全国に一五三の国立銀行が生まれ、このうちの一つが大橋村に開かれたもので、福岡県下では、福岡、久留米、柳川とあわせて四行が設立された。城下町に設立された他の三行と異なり、第八十七国立銀行が小倉城下から離れた農村に開業できたのは、当時、行幸村や大橋村（両村は明治二十二年に合併し行橋町となる）が経済力を持っていたからであろう。

第八十七国立銀行は、資本金八万円で、紙幣発行高四万円の発券銀行だった。初代頭取には、大橋村の豪商 柏屋の当主・柏木繁三が就任した。

明治十三（一八八〇）年十一月には小倉船場町に小倉支店を開設。明治二十（一八八七）年一月、小倉の経済力が強まり、本店を小倉に移し、大橋を支店とした。

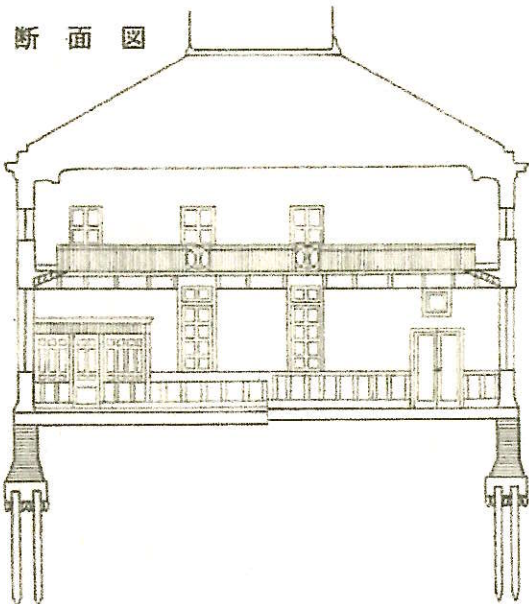
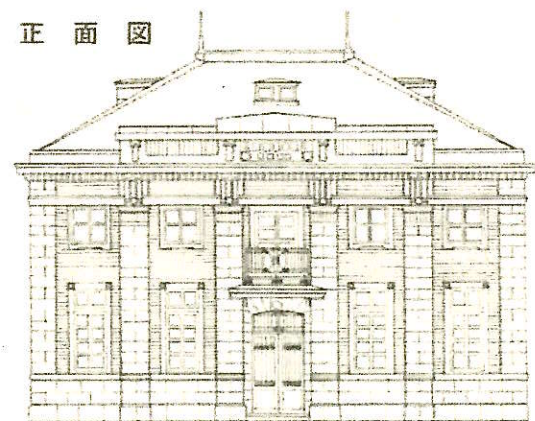
四 当建物における銀行の変遷

第八十七国立銀行は、明治三十二（一八九七）七月、普通銀行に転換して、

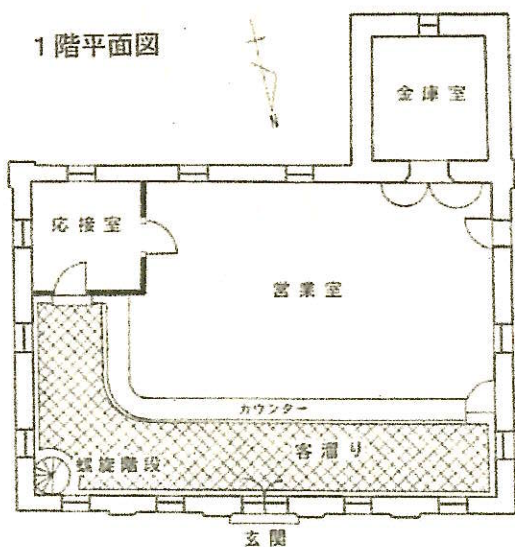
株式会社八十七銀行となったが、明治三十五（一九〇二）年十二月には、大阪市に本店を置く株式会社百三十銀行（頭取 松本重太郎）のちの豊州鉄道

社長に吸収合併される。これに伴って、八十七銀行行橋支店は百三十銀行行橋支店となった。

大正三（一九一四）年十一月、百三



1階平面図 (1st Floor Plan)



棟札 (Kezumi - Plaque)



大正3年、竣工時の写真 (Photo at the time of completion in Meiji 3)

十銀行行橋支店の新店舗が完成した。しかし、大正十二（一九二二）年、百三十銀行は経営破綻。安田財閥によって再建され、安田銀行行橋支店となった。昭和九（一九三四）年八月、安田銀行行橋支店は、十七銀行行橋支店となり、さらに、昭和二十（一九四五）年四月、十七銀行行橋支店から福岡銀行行橋支店になった。

昭和四十（一九六六）年一月、福岡銀行行橋支店が新店舗に移ったため、行橋京都信用組合本店となった。さらに、昭和四十七（一九七二）年、行橋京都信用組合は北九州中央信用組合と合併し北九州信用組合行橋支店となった。平成九（一九九七）年十一月、北九州信用組合が解散。土地と建物は整理回収銀行が所有していたが、翌平成十年十月、整理回収銀行から、土地と建物を行橋市が買収した。

（美夜古郷土史学校）

指定文化財一覧

	種 別	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
❖ 国指定	重要文化財(考古資料)	福岡県稲童古墳群出土品	行橋市中央一丁目9-3 行橋市歴史資料館	平成27年9月4日
	重要無形民俗文化財	豊前神楽	稲童神楽 行橋市大字稲童 今井神楽 行橋市大字今井 道場寺神楽 行橋市大字道場寺 元永神楽 行橋市大字元永	平成28年3月2日 (平成29年4月15日)
	史跡	御所ヶ谷神籠石	行橋市大字津積 京都郡みやこ町勝山久保・犀川木山	昭和28年11月14日
	史跡	福原長者原官衙遺跡	行橋市南泉一丁目142-3 外	平成29年10月13日
❖ 県指定	有形文化財(建造物)	旧百三十銀行行橋支店 附 棟札1枚、門1棟、脇塀、敷石28枚	行橋市大橋三丁目7-14	平成15年2月5日
	有形文化財(工芸)	梵鐘 應永廿八年在銘	行橋市大字今井1802 浄喜寺	昭和41年10月1日
	有形文化財(歴史資料)	仏山塾関係資料	行橋市大字上稗田553-1	昭和55年3月1日
	有形文化財(考古資料)	稲童古墳群8・15・21号墳出土品	行橋市中央一丁目9-3 行橋市歴史資料館	平成24年3月29日
	無形民俗文化財	今井祇園行事	行橋市大字今井・元永	昭和51年4月24日
	無形民俗文化財	下検地楽	行橋市大字下検地	昭和51年4月24日
	史跡	ビワノクマ古墳	行橋市大字延永571	昭和30年9月6日
	史跡	仏山塾(水哉園)跡	行橋市大字上稗田553-1	昭和32年8月13日
	天然記念物	御所ヶ谷のヒモヅル自生地	行橋市大字津積975 外	平成24年3月26日
❖ 市指定	有形文化財(建造物)	旧飴屋門	行橋市行事五丁目5-3	平成13年10月1日
	有形文化財(絵画)	絹本着色親鸞聖人像 附 裏書	行橋市大字今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
	有形文化財(絵画)	絹本着色親鸞聖人絵伝	行橋市大字今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
	有形文化財(絵画)	紙本着色良慶上人像	行橋市大字今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
	有形文化財(彫刻)	木造八幡神坐像	行橋市神田町8-1 正八幡宮	平成17年11月1日
	有形文化財(彫刻)	木造如意輪観音坐像	行橋市大字下津熊1013 大儀寺	令和元年6月4日
	有形文化財(古文書)	国作手永大庄屋御用日記	行橋市中央一丁目9-3 行橋市歴史資料館	平成19年8月10日
	有形文化財(歴史資料)	大橋村 行事村 宮市村見取図	行橋市中央一丁目9-3 行橋市歴史資料館	平成17年11月1日
	有形文化財(考古資料)	馬場代2号墳出土品	行橋市中央一丁目9-3 行橋市歴史資料館	平成30年7月4日
	有形民俗文化財	道路標柱	行橋市大字天生田	昭和48年7月1日
	有形民俗文化財	郡境標柱	行橋市中央一丁目1-1	昭和48年7月1日
	有形民俗文化財	郡境標柱	行橋市大字大谷2132	昭和48年7月1日
	有形民俗文化財	郡境標柱	行橋市中央一丁目9-3 行橋市歴史資料館	昭和48年7月1日
	有形民俗文化財	絵馬「張良吹簫散楚兵」	行橋市行事七丁目17-1 正ノ宮 正八幡神社	平成21年12月1日
	無形民俗文化財	菱島百手祭	行橋市大字菱島	昭和48年7月1日
	無形民俗文化財	入覚念仏楽	行橋市大字入覚	平成25年11月1日
	史跡	隼人塚古墳	行橋市大字高瀬246	昭和48年7月1日
	史跡	八雷古墳	行橋市大字長木758	昭和56年2月2日
	史跡	椿市麩寺跡	行橋市大字福丸393 外	昭和56年2月2日
	史跡	稲童1号掩体壕	行橋市大字稲童1095-17 外(令和5年3月) 県文化財に	平成14年12月2日
	史跡	守田菱洲旧居	行橋市大字沓尾181	平成20年8月1日
	史跡	馬ヶ岳城跡	行橋市大字大谷・西谷	平成25年11月1日

[研究発表②]

秋月博物館における資料の保存と活用

朝倉市秋月博物館 佐々木 隆良

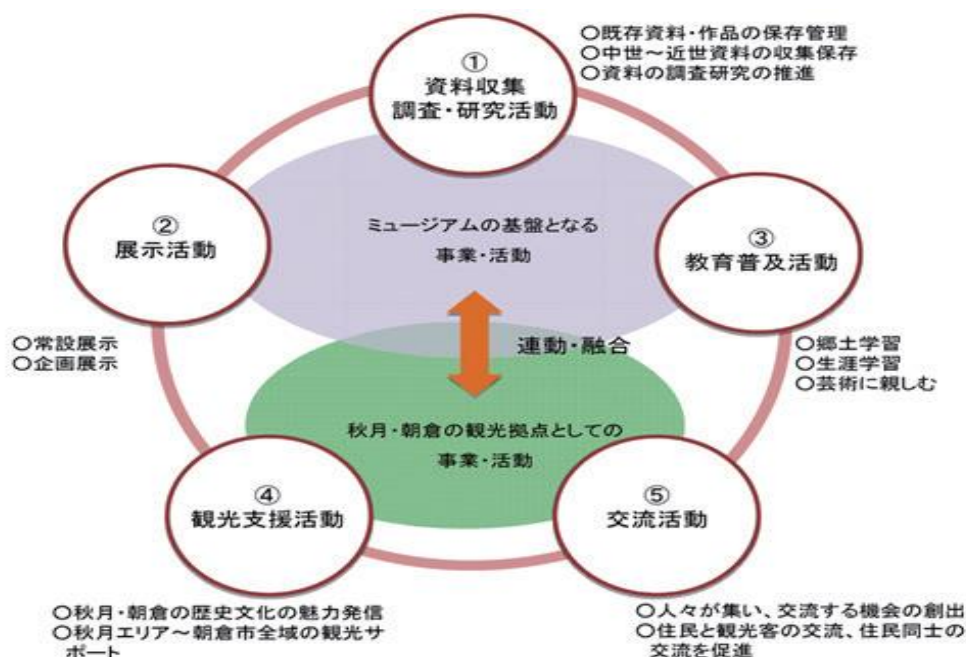
はじめに

朝倉市秋月博物館は、旧財団法人秋月郷土館が所有した秋月黒田家伝来の武具・甲冑や秋月藩政関連の古文書及び「土岐コレクション」の日本画、洋画、書画、彫刻など幅広い分野にわたり多くの貴重な文化財を所蔵している。また、最近では、旧秋月藩関係の末裔や朝倉市近郊の方からの古文書や美術工芸品などの寄贈や寄託が多くなっている。

これらの文化財は、旧財団法人秋月郷土館や地元の有志により、収集、保存、活用されてきた地域の財産であり、末永く保存・継承していく必要がある。

そのために博物館活動の基盤となる資料の収集、保存、調査・研究、活用の充実を図る必要がある。秋月博物館では、定期的に常設展示の入れ替えを行い、旧秋月藩をはじめ、朝倉地区の歴史や文化を知り、常に新しい感動や発見ができる場を提供していく。加えて、歴史上の節目や時代の転換期に活躍した人物に視点をあてた特別展（企画展）を開催し、歴史や文化、芸術といった様々な視点から、来館者の多様なニーズに応える展示の工夫や交流・体験を生かした教育普及活動の展開が求められている。そこで朝倉市秋月博物館では、基本計画に則り、五本柱を基本とした事業の展開を実施している。

- ①ミュージアムとしての基盤となる資料収集、調査研究活動の推進
- ②収蔵資料の適切な保管、常設展示・企画展示による収蔵品の公開
- ③教育普及活動による郷土学習の充実
- ④歴史・文化の魅力、観光情報の発信
- ⑤市民や観光客が集い、交流する機会の創出



そこで、秋月博物館が開館（平成 29 年（2017）10 月）以来、積み上げてきた博物館の事業・基盤となる資料の保存と活用の概要について述べてみたい。

1 資料保存の取組

- 温度、湿度、光量などを調整した収蔵庫で保管し、古文書をはじめ、染織品、漆器、絵画、甲冑、刀剣類など美術工芸品の劣化を防止している。
- 原本保全のため、閲覧時にはパソコンを活用した写真閲覧や代替資料を準備し、どうしても必要な場合のみ実物を閲覧させる。
- 博物館資料の害虫駆除や、殺菌のため、燻蒸を実施している。燻蒸は専門業者に依頼し、定期的に行っている。
- 現状の資料の状態での閲覧利用が困難な場合、専門業者に委託し、修復処置で改善し、資料の保全と利用の利便性を図っている。
- 秋月博物館の資料のうち展示頻度が多いものについては、温湿度や照明、空気質、振動など資料に与える影響を考慮し資料の破損や劣化を防ぐためにレプリカを作成している。
- 展示や写真撮影にあたっては、保存に悪影響が出ないように、資料の特性や状態に応じて手続きや制限を設けて対応している。

2 資料活用の取組

（1）展示

資料の調査・研究に基づく秋月博物館資料をある意図に基づいて来館者に展示資料化して提示すること。

① 常設展

秋月博物館の設立目的達成のために長期間にわたり実施する展示事業で、中・近世にかけて朝倉及び周辺地域を治めた秋月氏と黒田氏の関連資料を展示し、併せて明治以降の発展の様子も紹介している。展示のコンセプトは変えず、年に 5 回程度展示替えを行っている。

② 特別展（企画展）

常設展示の設定テーマを発展的に展観する事業で、時代の転換期に活躍した人物や出来事に視点を当て、他館からの協力も得ながら特別展を開催している。特別展は毎年秋に 1 回実施している。

③ 特集展（テーマ課題展）

特別展の中では最も規模の小さい展観事業で小さくまとめた資料群等の展示を毎年 3 回実施している。本年は「新収蔵品展」（1 月 16 日～3 月 15 日）、「秋博セレクション 2026」（3 月 17 日～5 月 10 日）、夏季特集展「朝倉の奇々怪々」（5 月 12 日～8 月 9 日）を開催している。

※ 展示をわかりやすくするために

- ・展示には展示解説（キャプション）が不可欠である。学芸員が作成しているが200字以内で読み手にとって簡潔で、わかりやすくしている。
- ・展示解説の設置する位置は大人の目線よりやや低い位置（車椅子に座ったときの目の高さを目安）にし、見やすい文字の大きさを心がけている。
- ・展示解説は、パネル、ワークシート、図録、解説書、映像解説など展示資料の内容によって工夫している。
- ・特別展や特集展では、ギャラリートークを位置づけ、展示した学芸員からじかに解説を聞く機会を設けている。

（２）資料の閲覧、熟覧等への対応

- ・一般来館者へのレファレンスは、図録、研究紀要、叢書等で対応している。
- ・大学関係者、研究者等への資料の熟覧は、閲覧室で、学芸員立ち会いのもと古文書をはじめ、美術工芸品など第一次資料で対応している。
- ・出版社、マスコミ等への画像利用、他の博物館への貸出については、事前申請にもとづき、審査を経て対応している。

（３）研究紀要、秋月博物館叢書の作成

調査研究の成果を研究紀要や叢書などの出版物として公表し、研究や教育の基盤として活用できるようにしている。

（４）教育普及活動

① 古文書解読講座の開催

秋月博物館収蔵の古文書を活用した古文書解読講座を実施し、受講者が郷土の歴史への興味・関心を喚起し、歴史や文化の理解を深めることができるようにしている。

- ・超入門講座 全6回（秋月博物館）
- ・入門講座、中級講座 月2回（ヒート甘木）
- ・ボランティア（展示解説ボランティア）養成講座 月1回（秋月博物館）

② 漢詩講座の開催

外部講師を招いて原古處、原采頻、吉田平陽など秋月藩を代表する漢詩を鑑賞するとともに、七言絶句や五言絶句の漢詩を実作する講座を毎月1回開催している。

③ おはなし源氏物語講座の開催

外部講師を招いて毎月1回、源氏物語講座を開催している。源氏物語54帖の中から選りすぐりの話をたのしく、面白く味わってもらっている。

④ 論語カフェ

亀井南冥著「論語語由」（秋月博物館所蔵）をもとに、論語語由抄を作成しワールドカフェ形式で（毎月1回）開催し、論語の学習会を実施している。

⑤ ワークショップ

夏季特集展と関連づけて、市民交流棟でワークショップ（毎年1回）を開催し、収蔵資料や展示資料についての価値や取扱い方法等について理解を深めることが

できるようにしている。

- ⑥ 市内小中学校への出前授業や博物館見学の際、ハンズオンを取り入れたり、ワークシートを活用したりして児童生徒が歴史をより具体的に理解できるようにしている。

まとめ

秋月博物館は開館以来、10年の節目を迎えようとしているが、これまでの歩みは試行錯誤の連続だった。博物館活動を推進する中で「博物館における資料の保存と活用」について明らかになった成果と課題は次の通りである。

(1) 成果

○ 博物館資料の保存や活用を通して、一人ひとりの学芸員の調査研究の質が向上し、博物館講座やワークショップなどを積極的に開催するなど職能成長が見られる。

(2) 課題

- 資料活用の多様なニーズに答えるためには、デジタルアーカイブの早期の導入と人員も含めた予算措置が必要であること。
- 博物館資料の収集、保存に関わって秋月博物館のミッションを重視した資料の選択と集中が大切であること。

史跡筑後国府跡の 保存活用計画の取組について

久留米郷土研究会 園井正隆



1. 文化財の取り扱いの進化

- ・ 保存することが重視された…昭和25年制定の文化財保護法
戦後の開発による消失・散逸が懸念され、保護するには現状であれ、保存を重視されていた。
- ・ 活用しながら保存の取組 …平成31年に従来の文化財保護法を改正
文化財保護に関する現状の弊害や、保存する意義の見直しによって、活用の重要性が付加された。

2. 文化財保護法の改正を受け、久留米市独自の保存活用施策を検討

久留米市の 文化財保護活用 コンセプト

数個の歴史遺産をから、地域の歴史的なストーリーを創出して、筑後川遺産として登録、「歴史のまち久留米のストーリー」を形成

登録制度の手続き

歴史遺産の発見 ⇒ 保存活用推進プランの作成 ⇒ 遺産の登録
⇒ 「歴史のまち久留米」ストーリーシートの作成 ⇒ 推進プログラムの作成
⇒ 取組の実行 ⇒ 取組の評価・見直し

3. 歴史遺産の一つ 「史跡 筑後国府跡」

歴史遺産一つに、「史跡 筑後国府跡保存活用計画」がある。

◆筑後国府跡の価値

国指定史跡として本質的な価値
住宅地・まちづくりの観点から見た現代的な価値

本質的な価値

- ① 律令国家の確立期から中世に至る**政治状況の変遷**を示す遺跡
- ② **都市形成の原点**を物語る遺跡
- ③ 全国の**国府研究のモデル**となる遺跡

現代的な価値

- ① 郷土愛を育み、今後のまちづくりにも寄与する遺跡

本質的な価値

① 律令国家の確立期から中世に至る政治状況の変遷を示す遺跡

前身官衙＝7世紀中頃、大宰府防衛の拠点として軍事的性格を持つ。

I期政庁＝地方支配の拠点として行政府の役割を担う。

II期政庁＝8世紀中頃、大宰府に倣って朝堂院形式の役所が設置され、併せて国司館がつくられ、地方行政の完成形。

III期政庁＝10世紀中頃に藤原純友の乱により情勢が不安定になり、大宰府への警戒強化のため、全国最大規模の政庁になる。

IV期政庁＝「筑後国検交替使実録帳」によると、13世紀前半の武家社会の胎動期まで存続したと推察される。

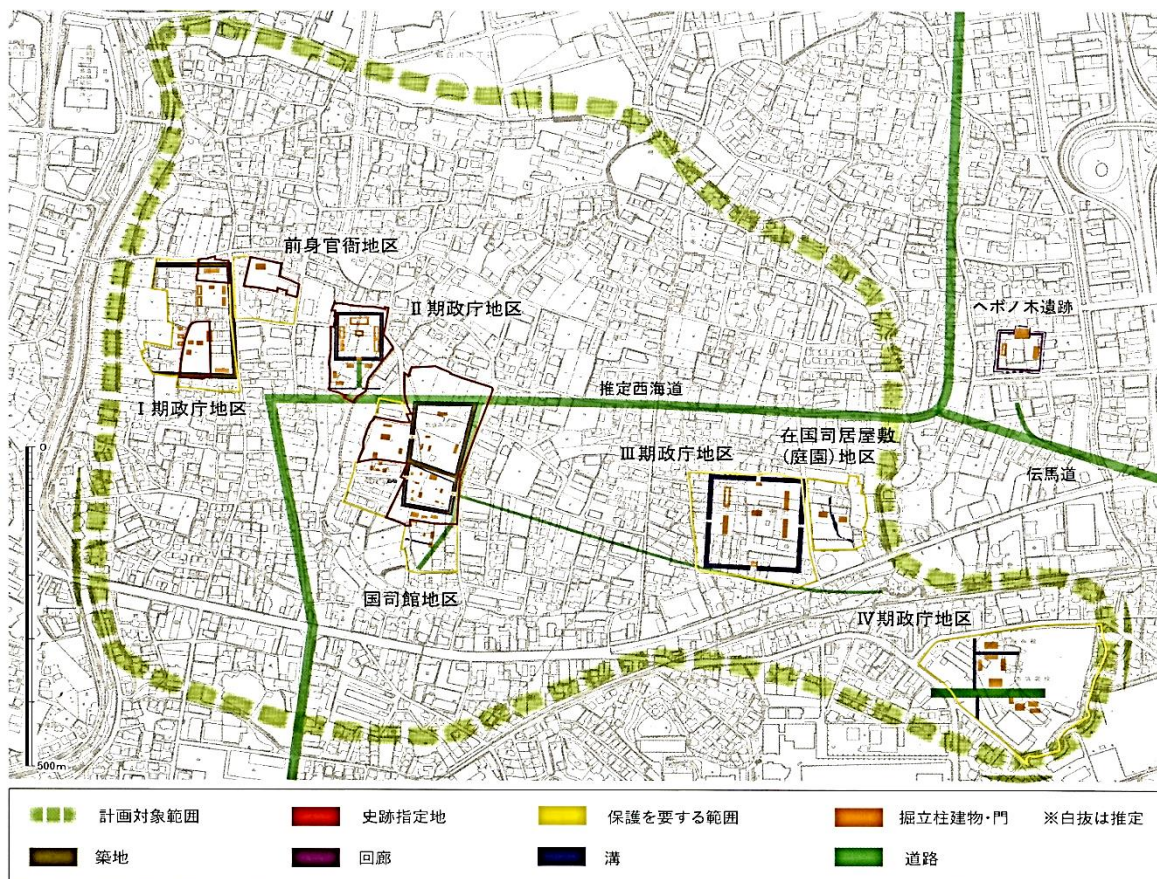
② 都市形成の原点を物語る遺跡

筑後国府の政庁は、枝光台地の西端から高良山方面の東に向かって、3度の移転を行いながら、500年もの年月をかけて、官道をつくり都市形成統治・行政機能を持つ重要な拠点となる。

筑後国府の役割を終えた後は、高良山西麓の府中が門前町として発展し、坊ノ津街道が整備され、明治初期まで宿場町として拠点を担った。

現代は交通網が発達し、居住性の向上と商業施設等の充実が図られ、人々が集う大きな街となっている。

古代合川の地に花開いた拠点性は、県南の中心都市として発展する。



主要遺構分布図

③ 全国の国府研究のモデルとなる遺跡

久留米市は、半世紀にわたって筑後国府の研究に取り組んでおり、政庁や国司館などの遺構が良好な状態で残り、多くの研究成果を蓄積した。また、豊富な出土物は、筑後川から水陸交通を介して海外にまで及ぶ交流・交易を促し、筑後国の政治・経済・文化の中心であったことの物証と言える。

古代地方官衙の構造や変遷、在地社会をめぐる研究は、全国の国府研究に大いに役立っており、そのモデルとして注目されている。

現代的な価値

① 郷土愛を育み、今後のまちづくりにも寄与する遺跡

多くの人々が、筑後国府跡を訪れ、オープンスペースを利活用することは、市民や地域住民に郷土に対する愛着と誇りをもたらすと同時に、筑後国府跡を知り、次世代へ守り伝えていく契機になると考える。

また、この地は筑後川の水と高良山の緑に囲まれた自然環境の中にあって市内でも有数の歴史遺産の宝庫である。

今後は、筑後国府跡とこれら歴史遺産を、市民や地域住民とともに、一体的に活用していくことが、本市のひとづくり、まちづくりにつながると期待される。

◇保存管理に関する基本方針と方向性

① 基本方針

・筑後国府跡が有する本質的価値の保存と未来への継承に求められる保存管理の適切な推進を目指す。

② 方向性

・3地区を設定し、筑後国府跡の一体的かつ適正な保存管理に取り組む。
・土地所有者の協力のもと、各地区の遺構の内容や土地の利用状況に併せて保存管理を行う。発掘調査は保存活用および筑後国府の実態解明するため実施する。

保存管理

A区：史跡指定地

文化財保護法第109条により指定された土地。Ⅱ期政庁地区全域と前身官衙地区・Ⅰ期政庁地区・国司館地区の一部

B区：保護を要する範囲

土木工事等に先立って文化財保護法第93条、第94条による届け出が実用奈地区

C区：その他の範囲

土木工事等に先立って埋蔵文化財包蔵の有無を確認する地区



◇活用に関する基本方針と方向性

① 基本方針

・市民や地域住民をはじめ、より多くの人々と筑後国府跡の価値や魅力を共有していく活用の推進を目指す。

② 方向性

・郷土への愛着や誇りを育む学びの場、交流の場としての活用を推進する。さらに、活用の効果を高めるため、周辺に所在する歴史遺産や公共施設などとの一体的な活用の推進に取り組む。

◇整備に関する基本方針と方向性

① 基本方針

・筑後国府跡が、地域住民や来訪者にとって、快適かつ安心して学び、憩い、集うことができる場となり、将来にわたって筑後国府跡を継承できる整備の推進を目指す。

② 方向性

・事業期間や整備範囲、設備等を定めた整備基本計画などを策定する。

策定にあたっては、各地区が有する歴史的特性、地域住民の意見などを踏まえ、学習や体験できる空間、日常生活できる空間、および、地域活動などに利用できる空間等を検討する。

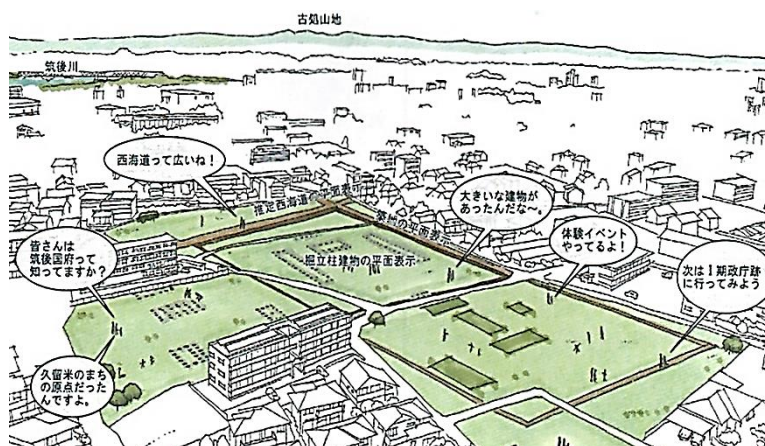
◇運営・体制に関する基本方針と方向性

① 基本方針

・筑後国府跡の保存活用をひとつづくり、まちづくりにつなげるために、地域、市・関係機関が緊密に連携することで実現される持続可能な運営・体制の構築を目指す。

② 方向性

・運営については、土地の所有者や占有者等に理解・協力を求め、地域との連携・協働による運営体制の構築に取り組む。関係機関との連携については、文化庁・福岡県文化保護課と協議し、指導・助言を仰ぎ、その他関係機関との連携強化に取り組む。



令和8年6月27日

第59回 福岡県地方史研究協議大会

編集兼発行 福岡県立図書館ふくおか資料室